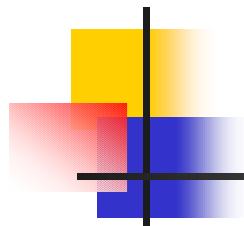


平成 16 年 6 月 29 日
交通政策審議会
港湾分科会
第 1 回環境部会

資料 - 4

エコポー ト政策及びその実施状況

国土交通省港湾局



港湾における環境への取組みの経緯

公害の防止	昭和 42年度	海水油濁防止施設整備事業の創設
	昭和 47年度	港湾公害防止対策事業の創設 (四日市港、水俣港等)
	昭和 48年度	港湾法改正
生活環境の改善		→ 港湾環境整備事業 (緑地等)、廃棄物埋立護岸整備事業の創設
		→ 港湾計画時に環境へ与える影響を事前に評価するよう法第3条の2に基づく「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針 (昭和49年運輸省告示)」の改正
		公有水面埋立法改正
		→ 免許基準として環境保全に十分な配慮を行うよう規定し、出願人の責任において環境影響評価を実施することを義務づけた
	昭和 49年度	浮遊ゴミ油の回収 (港湾区域外)を直轄事業として開始
環境との共生	昭和 63年度	水質の改善を図るための海域環境創造事業 (シーブルー事業)を直轄、補助事業として開始
	平成 6年度	港湾環境政策「エコポートの形成」を策定
	平成 11年度	港湾に関する環境施策の充実を大きな柱とした港湾法の改正
	平成 12年度	基本方針の変更
		PFIを用いたマリーナ整備制度の創設
	平成 13年度	都市再生プロジェクト(第3次決定)に「大都市における都市環境インフラの再生」を位置づけ (臨海部における緑の拠点の形成、海の再生)
	平成 14年度	総合静脈物流拠点港 (リサイクルポート)の指定 「東京湾再生のための行動計画」の策定
	平成 15年度	「海辺の自然学校」「海辺の達人養成講座」の展開

エコポート政策の概要

エコポートの基本理念

将来世代への豊かな港湾環境の継承
自然環境との共生
アメニティの創出



目標 【環境と共生する港湾 (エコポート)の形成】

- 1 自然にとけ込み、生物に優しい港
- 2 積極的に良好な自然環境を創造する港
- 3 アメニティが高く、人々に潤いと安らぎを与える港
- 4 環境に与える負荷が少なく、環境管理のゆきとどいた港



平成6年10月策定

目次 (平成6年10月策定)

．新たな環境政策の必要性

- 1 ．はじめに
- 2 ．港湾における環境への取り組み
- 3 ．港湾における環境の新たな課題

．基本理念と目標

- 1 ．基本理念
- 2 ．目標:環境共生港湾<エコポート>の形成

．目標達成のための基本施策

- 1 ．港湾環境計画の策定
- 2 ．環境アセスメントの充実
- 3 ．環境整備の推進
- 4 ．環境管理の充実
- 5 ．推進方策の拡充

1. 港湾環境計画の策定

エコポート政策の内容

港湾の環境の保全や、生態系、親水性、浄化機能などを積極的に活用した環境創造を総合的、計画的に行う必要がある。このため、港湾環境計画を策定する。

港湾環境計画は、港湾管理者が、計画、設計、建設、利用の各段階で行う環境施策や配慮を総合的、計画的にとりまとめるもので、環境整備などそれぞれの具体的な施策を実施する上での指針となるものである。

エコポート政策の実施状況

港湾環境計画は14港湾で策定（平成16年3月末現在）



港湾環境計画策定港湾

資料 国土交通省港湾局調べ

【港湾計画との相違点】

港湾計画は、港湾法により港湾管理者が策定することとされており、その指針となる基本方針に基づいて、計画の実施に伴う環境への影響に関する検討を行っている。

港湾環境計画は、港湾計画における環境面の配慮、検討をより一層充実させ、環境と共生する港湾の姿とその達成に向けた諸施策の全体像を明らかにするもので、エコポート政策の基本施策として、全ての港湾において策定することが望まれているが、法的な根拠はない。

【港湾環境計画の基本的な構成と内容】

- (1)基本方針
- (2)主要な環境施策 配慮
- (3)港湾環境の管理と推進体制
- (4)参考資料 (港湾環境の現状、関連計画の概要、既存の環境施策等など)

港湾環境計画は、全ての港湾において港湾計画の改訂に併せて策定することが望まれるが、策定している港湾は重要港湾128港のうち14港湾である。

2. 環境アセスメントの充実

エコポート政策の内容

・港湾計画や公有水面の埋立ての環境への影響の評価は、すでに実績を重ね、港湾環境の保全に重要な役割を果たしてきた。今後とも港湾及びその周辺へ適切に環境アセスメントを実施していくとともに、環境データや影響予測・評価のノウハウの蓄積を図るほか、新たな知見等を踏まえた予測精度の向上に努める。

・また、環境基準の新設や改正、事業規模などに応じた評価項目、予測手法の適切な検討・選定を行うとともに、生態系に対するアセスメント技術の研究開発を推進する。

エコポート政策の実施状況

港湾計画の環境への影響の評価

- 大気環境や水質環境等を与える影響を計画の策定に際して事前に評価（平成12年 基本方針の変更）

公有水面埋立の環境影響評価

- 「公有水面埋立実務ハンドブック＜環境編＞」（平成9年2月、建設省）
- 「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成11年6月改定 運輸省、農林水産省、建設省令）

環境影響評価法に係る環境アセスメント（平成11年6月全面施行）

- 港湾計画：新たな埋立て及び掘り込み面積の合計が300ha以上
- 公有水面埋立：埋立面積50ha以上
- 「港湾分野の環境影響評価ガイドブック1999」（平成11年9月、港湾局）

3. 環境整備の推進 (1) 港湾環境インフラの整備

エコポート政策の内容

(1)海域環境インフラ (干潟・藻場、環境配慮型防波堤・護岸等)

自然と生物にやさしい自然環境の創造を図るため、海域への負荷を軽減するもの、生態系能力などを活用した海域の自浄能力の向上を図るもの、物理的に海水交換の促進を図るものなどの整備を行う。

(2)陸域環境インフラ (緑地、港湾景観、歴史的港湾施設等)

良好な自然環境を保全、創造するとともに、人々にやすらぎと潤いを与えるため、アメニティの質的向上や点から面への空間的拡大を図るインフラや、これらをネットワーク化し、アクセスの向上を図るためのインフラの整備を行う。

エコポート政策の実施状況

(1)海域環境インフラ

エコポートモデル事業の実施

全国の模範となる整備事業を早期に形成するため、モデル港を指定し、港湾環境インフラの総合的な整備を重点的、先行的に行ってきた。モデル事業の指定港は11港で、事業認可を受けている港湾は6港。

干潟・藻場の整備

28港湾 3湾の52箇所において干潟の保全・再生事業を実施している。

環境配慮型防波堤・護岸の整備

平成14年度までに約20kmの延長を整備してきている。

(2)陸域環境インフラ

港湾緑地の整備

平成14年度までに約1,900haの港湾緑地を整備してきている。

港湾景観の整備

13港湾において、景観形成のための計画を策定し、これに基づいて港湾緑地の整備等既存の各種事業を効果的、複合的に実施する「港湾景観形成モデル事業」を実施している。

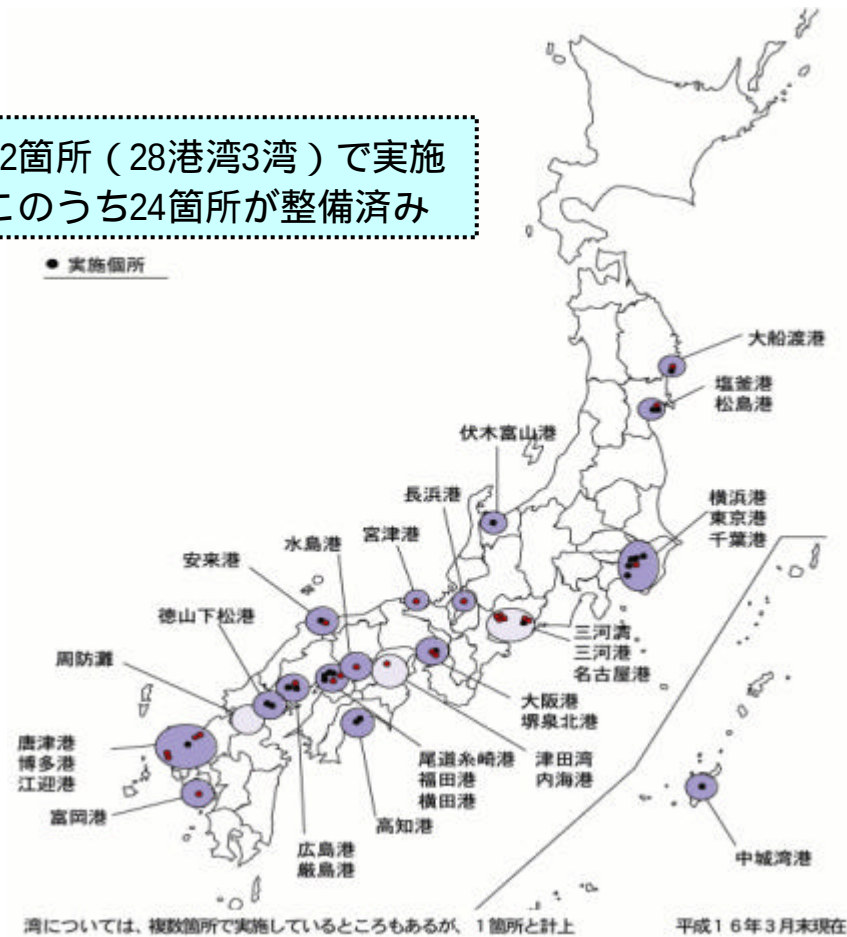
歴史的港湾施設の整備

13港湾15地区において、歴史的に価値の高い港湾施設を保存・活用し、周辺を歴史的な情緒の漂う人々の潤いの場として形成していくための、「歴史的港湾環境創造事業」を実施している。

3.環境整備の推進 (1)港湾環境インフラの整備

エコポート政策の実施状況 - 干潟・藻場の整備 -

52箇所（28港湾3湾）で実施
このうち24箇所が整備済み

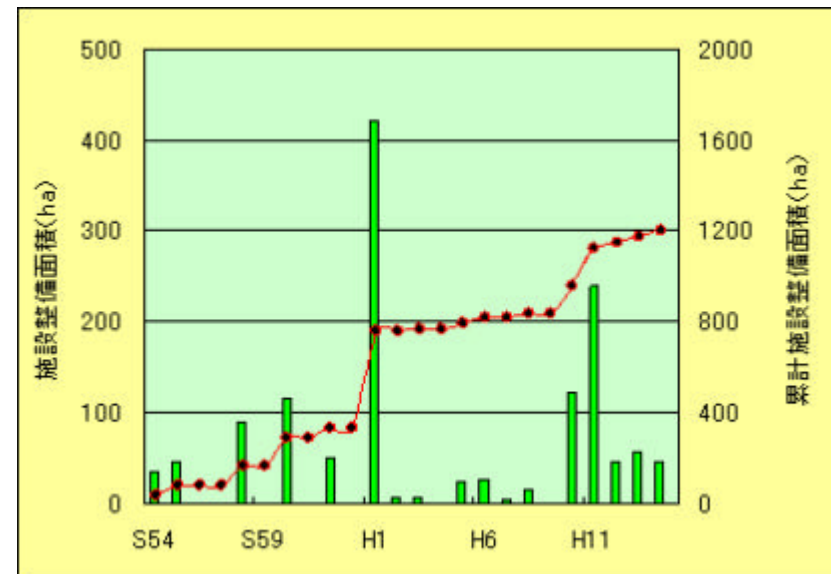


主要な干潟・藻場等の保全・再生事業実施位置

資料 国土交通省港湾局調べ

【干潟】

・平成14年度までに約1,200haを整備している。
(平成6年度以降に約500haが整備された。)



干潟 (覆砂) の整備面積の推移 (~平成14年度)

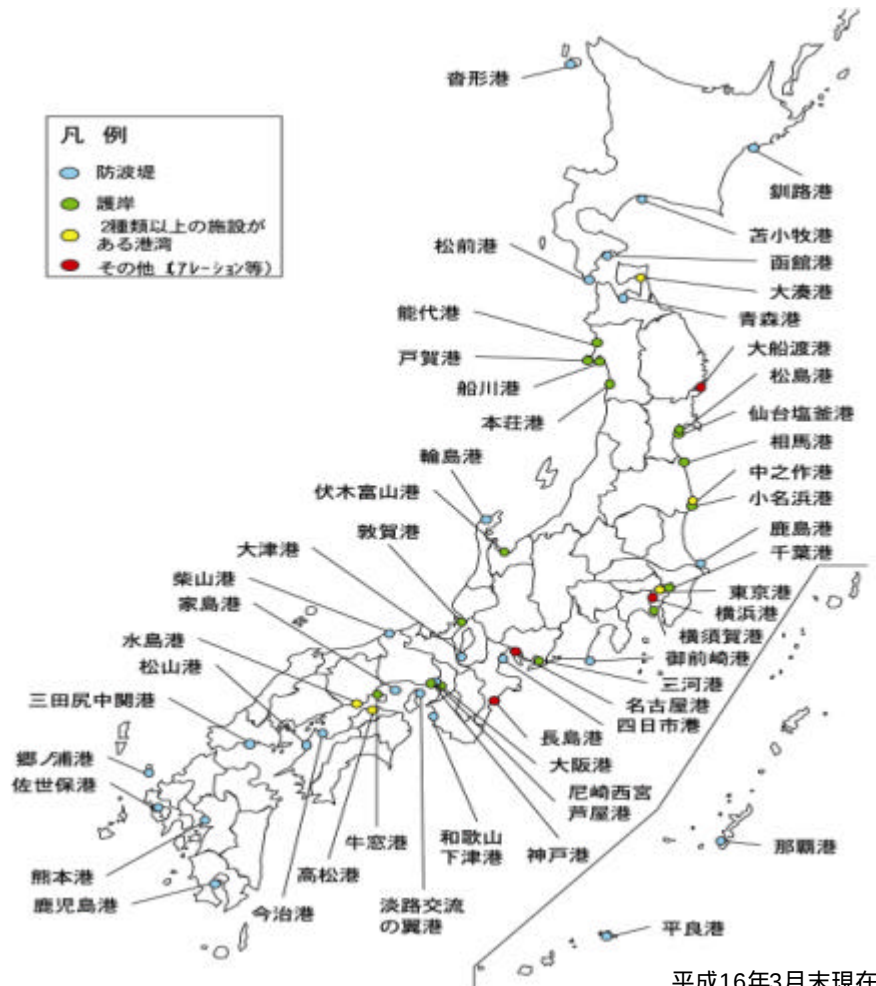
資料 国土交通省港湾局調べ (海域環境情報提供システム)

【藻場】

・平成14年度までに3港湾(5箇所)で約4.2haを整備

3.環境整備の推進 (1)港湾環境インフラの整備

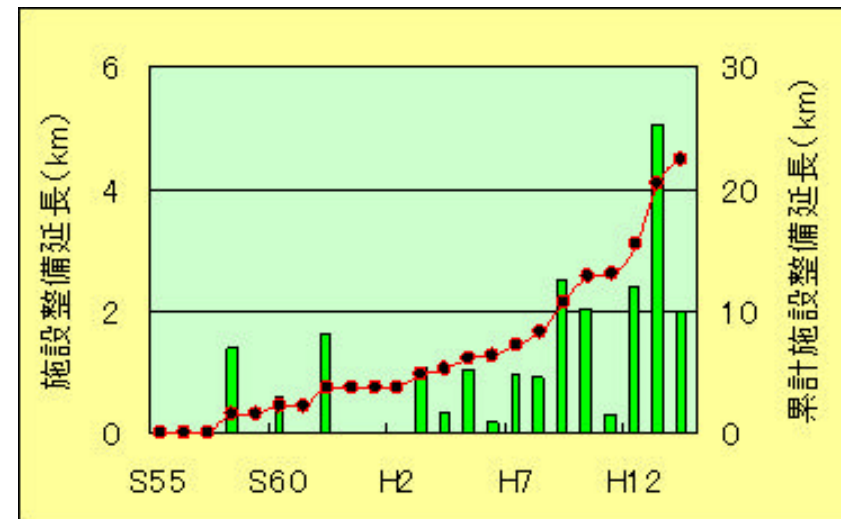
エコポート政策の実施状況 - 環境配慮型防波堤・護岸の整備 -



環境配慮型防波堤 護岸等の整備事業実施位置

資料 国土交通省港湾局調べ

平成14年度までに約20kmの延長（防波堤・護岸の総整備延長約2,800kmの0.7%）を整備している。



環境配慮型防波堤 護岸の整備延長の推移（～平成14年度）

資料 国土交通省港湾局調べ（海域環境情報提供システム）

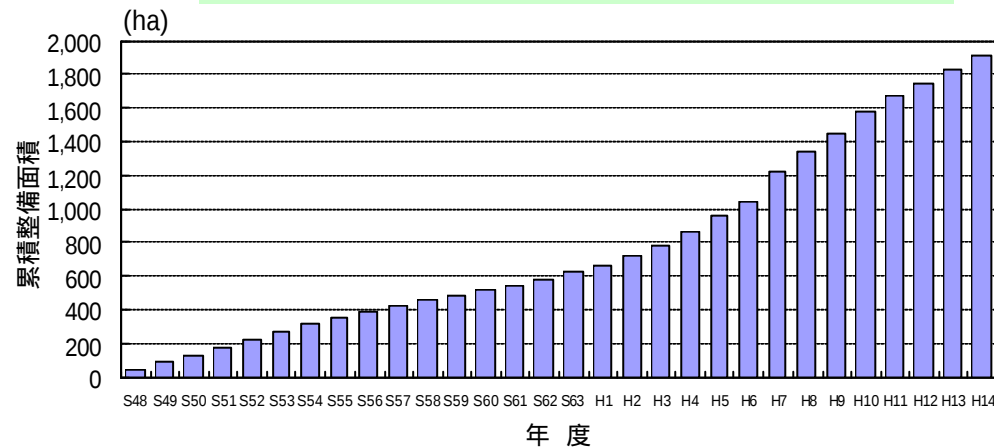
期待される効果・機能

- ・海水交換による水質改善
- ・水質浄化機能の確保
- ・生物生息空間の確保
- ・周辺漁場との調和
- ・景観への配慮
- ・自然とのふれあいの場の創出

3.環境整備の推進 (1)港湾環境インフラの整備

エコポート政策の実施状況 - 港湾緑地の整備 -

・平成14年度までに約1,900haを整備している。
(平成6年度以降に約900haが整備された。)



港湾緑地の整備面積の推移 (整備中含む)

資料 国土交通省港湾局調べ

港湾における緑地面積 (平成14年)

- ・全体で7,300ha
- ・港湾空間の緑地率 7.3%

参考：東京都区部の緑地率：約29% (平成10年)

資料：緑の東京計画」(東京都、平成12年12月)

【東京港】



港を訪れた人々や港湾で働く人々が親しみやすい緑地を整備

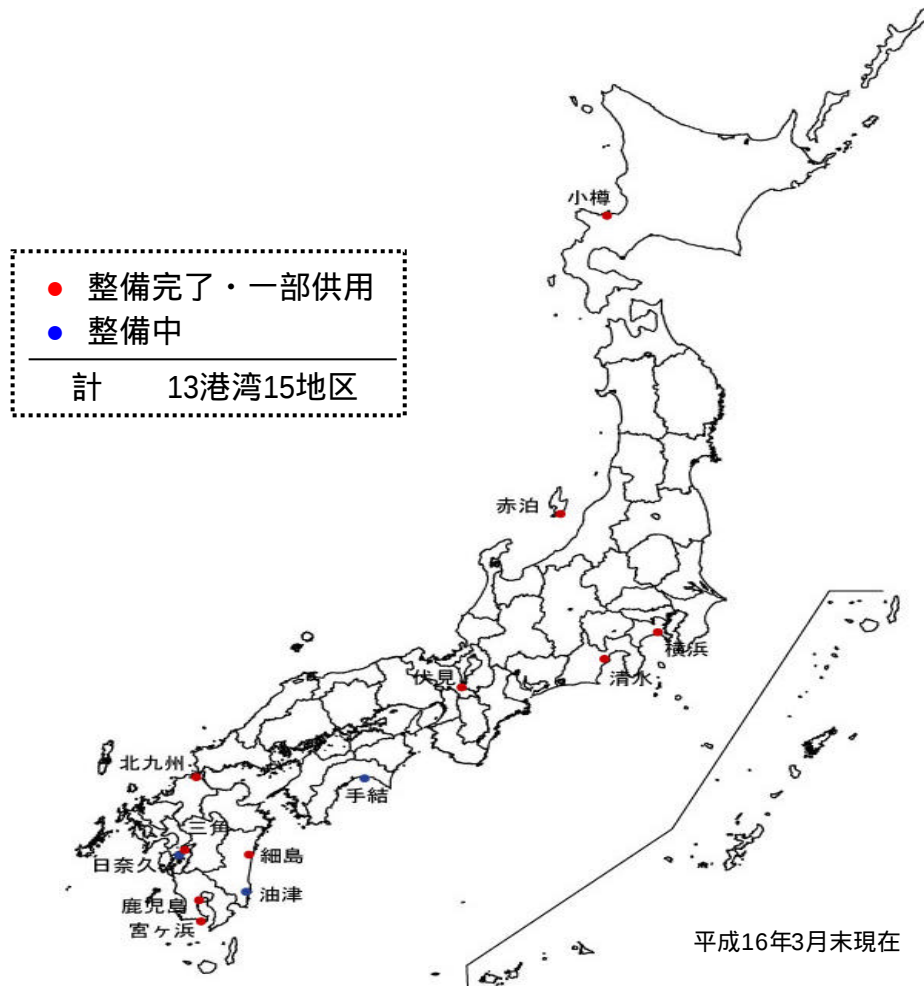
【北九州港】



港と親しむプロムナードづくりを推進するため、港湾に立地する民間企業の協力のもとに、港湾管理者が民間用地を借り上げて緑地を整備

3.環境整備の推進 (1)港湾環境インフラの整備

エコポート政策の実施状況 - 歴史的港湾施設の整備 -



歴史的港湾環境創造事業実施港湾位置

資料 国土交通省港湾局調べ

【清水港】



木材積込機を緑地整備とあわせて修復 保存

【横浜港】



赤レンガ倉庫等を保存・活用した周辺整備

3.環境整備の推進 (1)港湾環境インフラの整備

海域環境の現状

【埋立等の港湾整備に伴う自然海浜、干潟・藻場の消失】

・東京湾や大阪湾等の大都市圏域の海域では、沿岸域には港湾が林立し、自然海浜はほとんど残されていない。

・我が国の干潟面積は平成4年現在で約51,000haであり、昭和53年以降の減少面積は約4,000haとなっている。また、藻場面積は約201,000haであり、昭和53年以降の減少面積は約6,000haとなっている。(資料：平成15年版環境白書)

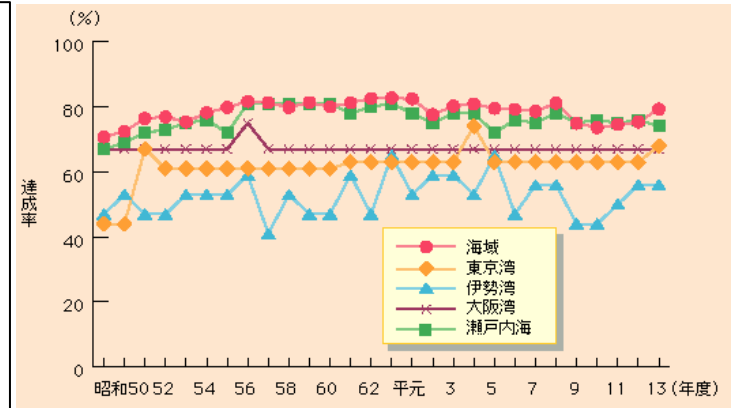
【閉鎖性水域における水質汚濁】

・海域における有機汚濁の代表的な水質指標であるCODの環境基準達成率は、ほぼ横ばいの状況であり平成13年度の環境基準達成率は79.3%となっているが、東京湾や大阪湾等の閉鎖性水域では依然として環境基準達成率が低くなっている。

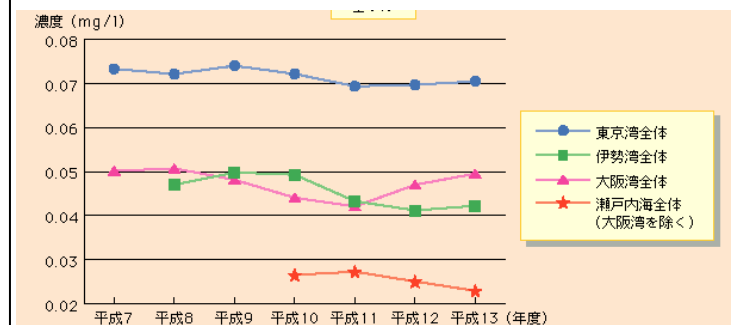
・富栄養化の要因となる全窒素(T-N)については改善もしくは横ばい、全りん(T-P)については東京湾及び伊勢湾で横ばい、瀬戸内海(大阪湾を除く)では改善傾向にあったが、大阪湾では平成13年度に全りんが悪化している。

【港湾整備による人と海とのつながりの希薄化】

・埋立による港湾整備は、水際線の人々の生活から遠ざけ、海とのつながりを希薄にしている。



三海域のCOD環境基準達成率の推移



三海域の全りん濃度の推移

資料：平成15年版環境白書

3. 環境整備の推進 (2) 広域的な環境の改善

エコポート政策の内容

(1)港湾都市の環境 (廃棄物最終処分場の確保等)

港湾内の環境の現況や港湾空間としての秩序ある利用、将来の開発空間の確保などを勘案し、廃棄物最終処分場や下水処理場、住工混在地での工場移転のための用地を適切に確保することにより、港湾都市の環境改善を図る。

(2)広域的な地域の環境 (フェニックス計画等の推進)

フェニックス計画の推進 :広域臨海環境整備センター法に基づき、複数の都府県から発生する廃棄物を適正に管理しながら埋立用材として活用することによって、廃棄物の処理にあわせて、港湾の整備を推進する。

スーパーフェニックスの推進 :建設発生土を全国レベルで調整し、多量の埋立用材を必要とする港湾において、港湾建設資源として有効利用する仕組みを整備する。

(3)広域的な海域の環境 (湾域シーブループロジェクトの推進)

三大湾や瀬戸内海などにおける湾域の良好な環境創造を図るため、CODなどの流入負荷の抑制については他行政の施策との連携を図るとともに、港湾間の連携を図りつつ、各港湾での積極的な環境改善の施策を総合的、計画的に実施する。

エコポート政策の実施状況

(1)港湾都市の環境 (廃棄物最終処分場の確保等)

深刻化する廃棄物処理問題に対応するため、港湾内において廃棄物を埋立処分するための護岸の整備を推進している。

(2)広域的な地域の環境 (フェニックス計画等の推進)

○フェニックス計画 (大阪湾フェニックス事業)

大阪湾では、2府4県195市町村を対象とした広域廃棄物処分場の整備を推進している。

○スーパーフェニックス

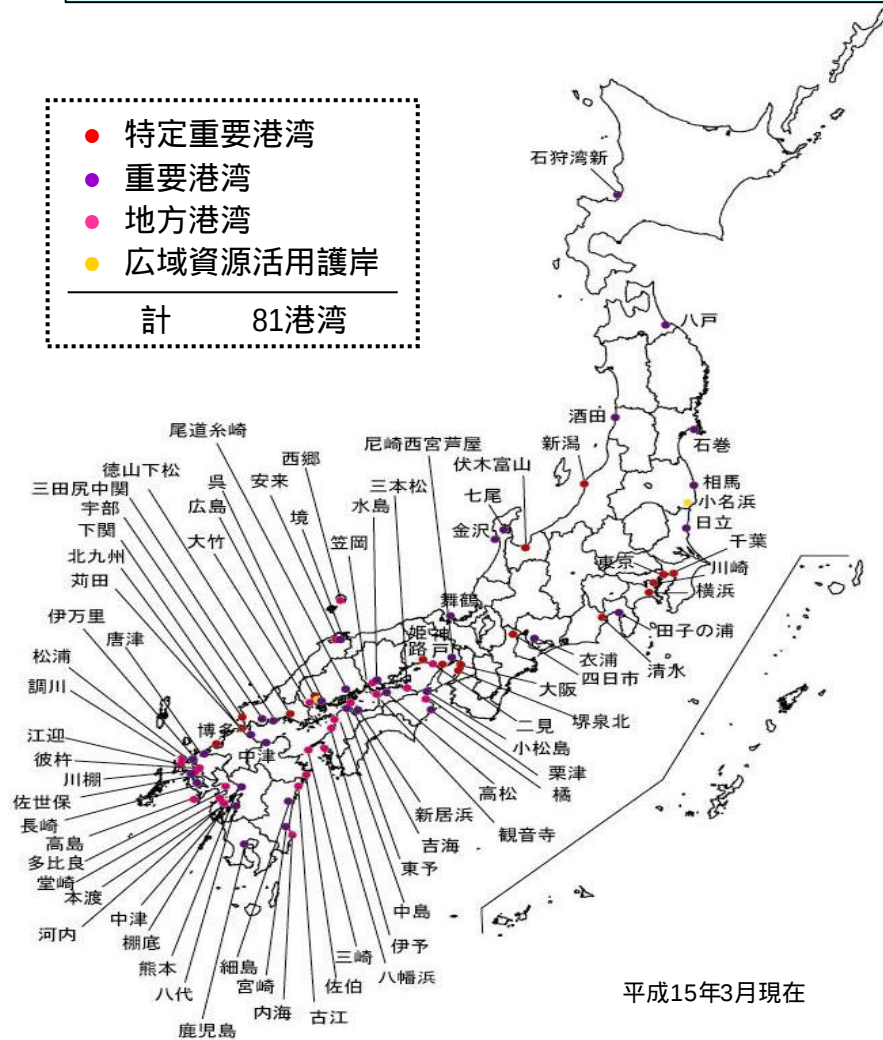
平成4年11月に「港湾建設資源の広域利用促進協議会」を設立し、平成5年度から首都圏の建設発生土を受け入れる埋立地に対する補助制度を創設した。

(3)広域的な海域の環境 (湾域シーブループロジェクトの推進)

東京湾、大阪湾、有明海・八代海の再生への取り組みを行っている。

3.環境整備の推進 (2)広域的な環境の改善

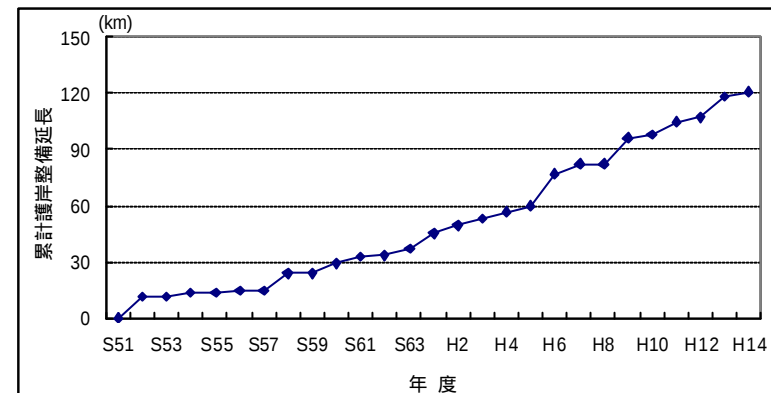
エコポート政策の実施状況 - 廃棄物埋立護岸の整備 -



廃棄物埋立護岸整備港湾の位置

資料 国土交通省港湾局調べ

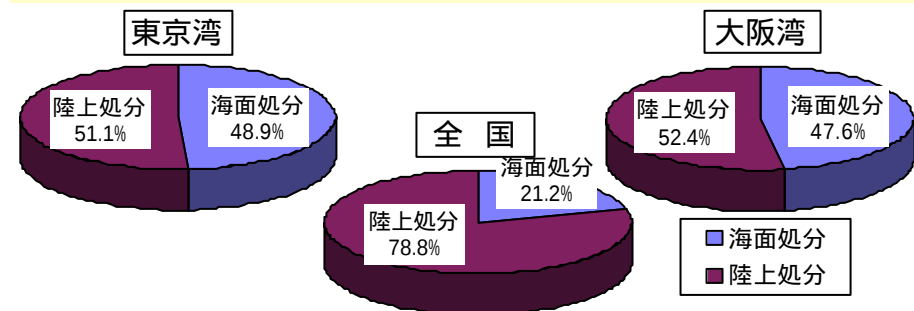
・平成14年度までに約120kmの延長を整備している。(平成6年度以降に約40kmを整備)



廃棄物埋立護岸整備延長の推移

資料 国土交通省港湾局調べ

特に、大都市部で海面処分場の依存度が高くなっている。



一般廃棄物の海面処分量のシェア (平成12年度)

資料 環境省資料をもとに国土交通省港湾局作成

3.環境整備の推進 (2)広域的な環境の改善

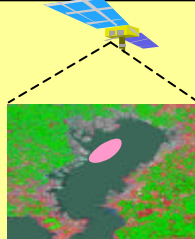
エコポート政策の実施状況 - 東京湾再生のための行動計画 -

ゴミ・油の回収と水質監視の強化



横浜港「べいくりん」
関東地方整備局 赤潮回収技術の開発中

人工衛星による赤潮監視



第三管区海上保安本部

モニタリングポストにおける 潮流、貧酸素水塊監視



合流式下水道の改善

・汚濁負荷の軽減により東京湾を泳げる海に
・合流式下水道の改善による水環境の改善



海域環境の改善



・汚泥の浚渫、覆砂の実施、干潟の再生等による
水質・底質の環境改善

東京湾再生のための行動計画

(都市再生プロジェクト3次決定「海の再生」(H13.12)に基づき設置された東京湾再生推進会議によるとりまとめ(H15.3))

東京湾の水環境の現状】

- ・湾内に流入する窒素・りん等による富栄養化。
- ・生活系の汚濁負荷量が7割近くを占める。
- ・CODの環境基準達成率は横ばい状態。

目標】

快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、
親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふ
さわしい「東京湾」を創出。

重点エリア等の設定】

重点的に再生を目指す海域として重点エリア
を設定し、各事業や湾岸自治体等との連携による
総合的な施策を展開。

有明海・八代海での取り組み

- 特別措置法」公布施行 (H14.11.29)
- 「パブリックコメント」の実施 (H15.1.16~24)
- 基本方針」の策定 (H15.2.6)

【港湾での取り組み】

・底泥輸送モデルシミュレーション
調査観測兼清掃船による調査等

大阪湾再生への取組へ

【スケジュール】

平成16年3月に「大阪湾再生行動計画」を策定。
平成16年度以降に行動計画の推進等を行う。

3. 環境整備の推進 (3) 地球環境への貢献

エコポート政策の内容

- (1) モーダルシフトなどの推進
- (2) 未利用エネルギーの活用 (風力発電施設等の普及)
- (3) 海面上昇への対応
- (4) 生物多様性の確保
- (5) 海洋汚染の防止 (廃油処理施設の整備等)

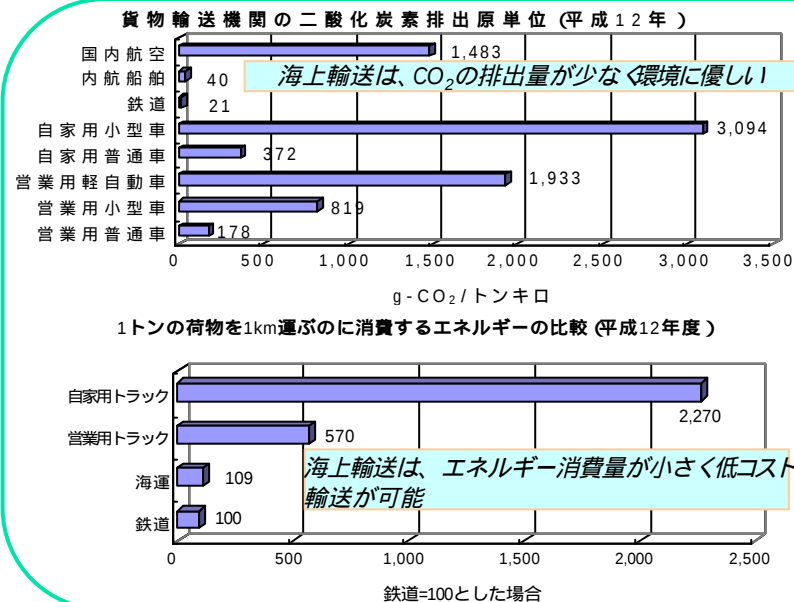
エコポート政策の実施状況

- (1) モーダルシフトなどの推進
環境への負荷が少なく、エネルギー効率の高い国内海上輸送の利用の促進に取り組んでいる。
- (2) 未利用エネルギーの活用 (風力発電施設等の普及)
風況が安定し、膨大な風力エネルギーが賦存する港湾空間への風力発電施設の展開を促進している。
- (3) 海面上昇への対応
継続した海面水位のモニタリングを行っている。
- (4) 生物多様性の確保
藻場、干潟、緑地 (野鳥公園) の整備による生物の多様性の確保に努めている。
- (5) 海洋汚染の防止 (廃油処理施設の整備等)
大規模な油流出事故に大して、迅速かつ確実な作業を実施できる体制を確立している。

3.環境整備の推進 (3)地球環境への貢献

エコポート政策の実施状況 - モーダルシフトの推進 -

海上輸送へのモーダルシフトの推進 → CO₂排出量が少なく、環境負荷の小さい交通体系の構築

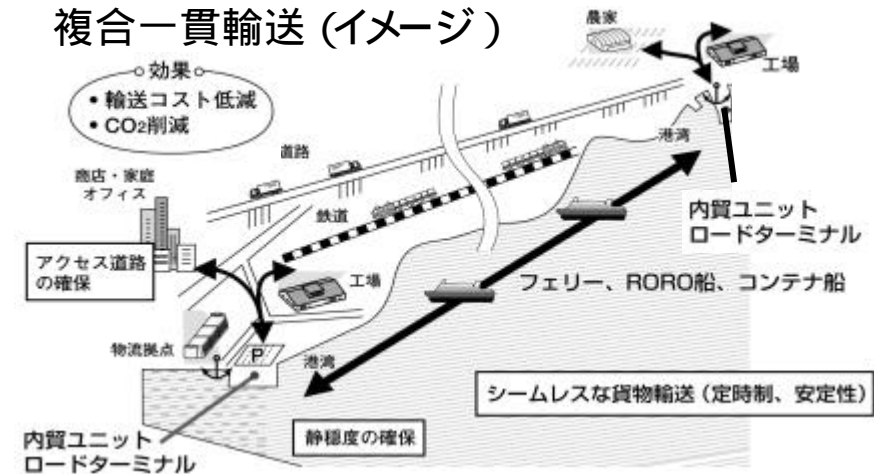


輸送スピードが求められない「急がない貨物」には海上輸送が優位

- 船舶の大型化等への対応 → より安い
 - 稼働率の向上 → より安定した
 - 背後圏とのアクセスの向上 → より早い
- 「複合一貫輸送」に対応した内貿ターミナルの整備

環境への負荷が少なく、エネルギー効率の高い
国内海上輸送の利用の促進

複合一貫輸送 (イメージ)

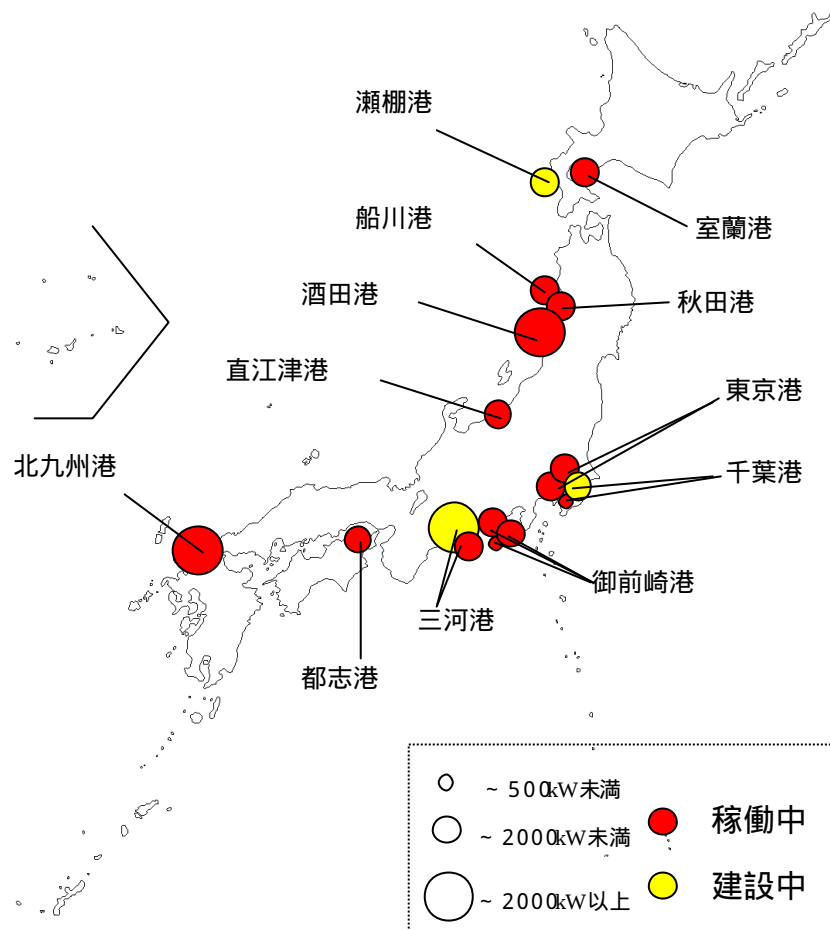


複合一貫輸送に対応した内貿ユニットターミナルから陸上輸送半日往復圏の人口カバー率 (実績)

年度	カバー率 (%)
平成11年度	74%
平成13年度	79%
平成14年度	79%

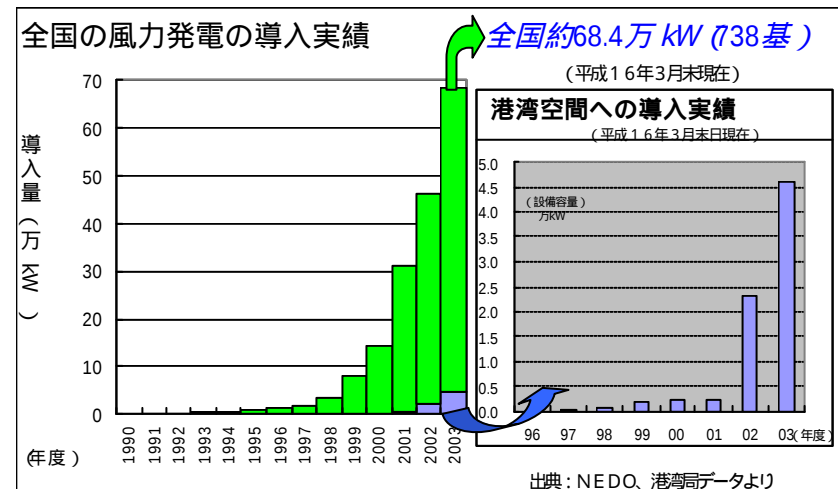
3.環境整備の推進 (3)地球環境への貢献

エコポート政策の実施状況 - 風力発電施設の導入 (自然エネルギーの活用) -



施策の概要

- 緑地において港湾管理者が整備する風力発電施設への補助
- 港湾風況マップ作成等による情報提供
- 防波堤等への設置基準の緩和
- 港湾への立地インセンティブの付与等の検討



港湾空間における風力発電の立地状況 (平成16年3月末現在)

港湾空間における設備容量68.4万kW
= 原油換算30万 k = CO₂排出量14万 t

エコポート政策の実施状況 - 生物多様性の確保 (干潟、緑地等の整備効果) -

【干潟・藻場整備による効果】

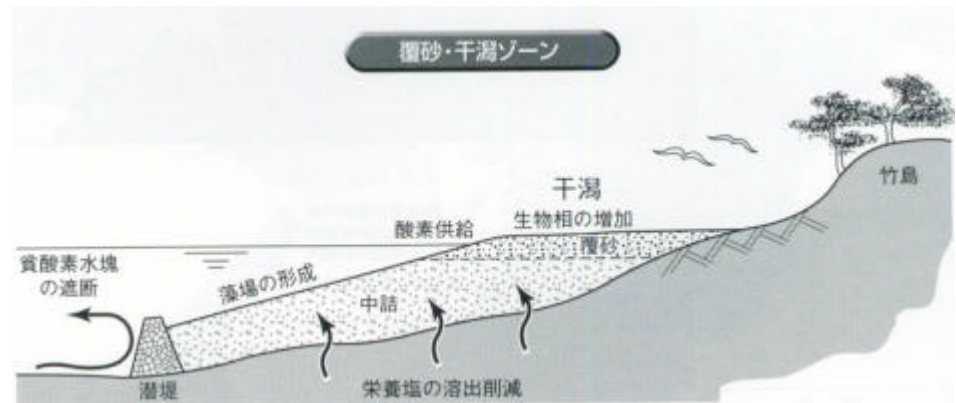
三河湾

- ・底生生物の生物量、種数の増大

尾道系崎港

- ・近隣の自然干潟の生物種数の 7割が出現
(周辺の自然干潟 (165種) に対して、約120種)
- ・希少種も近隣の自然干潟の 9割を確認
(周辺の自然干潟 (19種) に対して、10～17種)
- ・アマモ場の再生 (8ha)

多種の魚介類の産卵場、幼稚魚の保育場として重要な機能を果たしている。



【緑地 (野鳥公園) 整備による効果】

東京港野鳥公園

- ・干潟、ヨシ原、樹林など約25haを整備
- ・鳥類の飛来種193種

大阪南港野鳥園

- ・約20ha (干潟部約13ha) を整備
- ・鳥類の飛来種252種、うち希少種20種



東京港野鳥公園



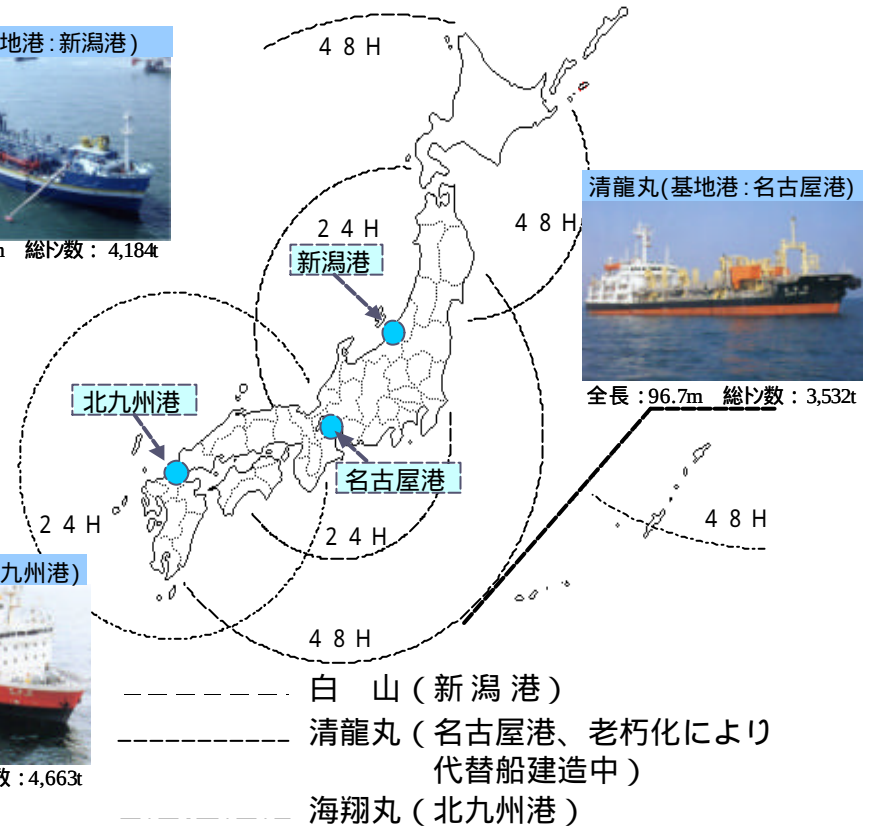
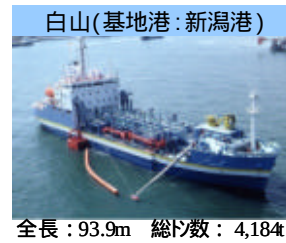
大阪南港野鳥園

エコポート政策の実施状況 - 海洋汚染の防止 (油流出事項への対応) -

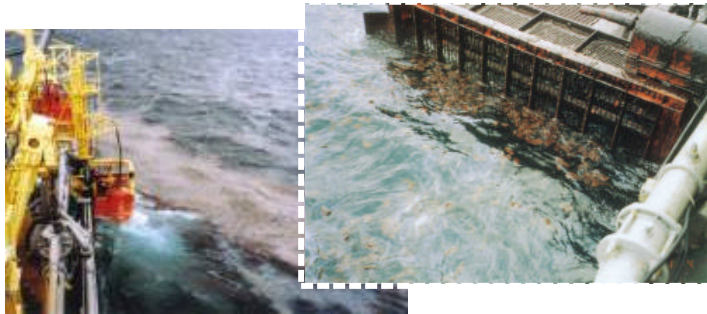
■過去に発生した大規模油流出事故

昭和62年 3 月	タンカー「ローリー・サミット」号油流出事故
平成 2 年 1 月	木材運搬船「リタイム・ガート」号油流出事故
平成 9 年 1 月	タンカー「ナホトカ」号油流出事故
平成 9 年 4 月	タンカー「オーソン」No.3 油流出事故
平成 9 年 7 月	タンカー「ヤマト・グレース」号油流出事故
平成14年 3 月	貨物船「アイガー」油流出事故

■全国をカバーする大型油回収船 3 隻配備体制



清龍丸による油回収作業状況





4. 環境管理の充実

エコポート政策の内容

- (1)港湾における環境の管理
 - ・港湾環境計画に基づく適切な環境の管理
 - ・港湾環境への負荷の抑制や改善を図るための、立地企業や他行政の施策との連携・協力
 - ・立地企業との協力や指導による良好な景観の形成
- (2)港湾建設における環境負荷の抑制
 - ・適切な工法や工期の選択、汚濁防止膜の敷設など環境対策の実施
 - ・建設中の水質など必要な環境項目についての監視の実施
- (3)港湾利用における環境負荷の抑制
 - ・リサイクルの推進
 - ・港湾利用における環境負荷の抑制（環境整備船の製造・配備）

エコポート政策の実施状況

- (1)港湾における環境の管理の取り組み状況
 - ・港湾環境計画策定港湾は14港湾にとどまっている。
 - ・関係行政機関等との連携により総合的な環境の管理が進められつつある（例 東京湾再生）。
- (2)港湾建設における環境負荷の抑制に対する取り組み状況
 - ・汚濁防止膜の敷設、水質など必要な環境項目についての監視が実施されており、また、研究所における負荷が少ない建設技術の開発が進められている。
- (3)港湾利用における環境負荷の抑制に対する取り組み状況
 - ・建設工事に伴い発生する建設副産物のリサイクル率は85%（廃棄物の種類により9～98%）となっている。
 - ・全国に大型油回収船が3隻、環境整備船（ゴミ油回収船）が11隻が配備された。また、廃油処理施設の整備は昭和42年以来行われ、大量の廃油の発生する港での処理施設の整備はほぼ完了している。

5. 推進方策の拡充

エコポート政策の内容

(1)環境の調査・研究開発の推進

- 環境の保全・創造手法、開発が影響に及ぼす影響の予測手法、リサイクル技術、アメニティの創出手法などに関する研究開発の実施
- 環境データの蓄積など港湾・海洋環境に関する情報の集約・管理、環境に関する情報・技術・研修などのサービスシステムや研究体制の整備
- 蓄積された情報や研究開発の成果を活用したセミナーや研修の実施

(2)役割分担の明確化と財源措置

- 河川、下水道、都市、廃棄物など他分野の行政との連携・役割の明確
- 立地企業や地域住民と一体となった環境の保全・改善への取り組み
- 環境整備負担金の制度の充実など、新規財源の確保や財源の多様化

(3)市民と行政の連携

- 港湾計画や港湾環境計画の市民への情報提供
- 港湾の緑化や清掃などのボランティア活動に対する積極的な支援
- 港湾における自然体験や環境学習の場や機会の提供

エコポート政策の実施状況

(1)環境の調査・研究の取り組みの現状

- 各種環境保全マニュアルの刊行、海域環境データベースの構築・公開、研究所における技術開発が進められている。

(2)役割分担の明確化と財源措置の現状

- 東京湾再生・大阪湾再生を通じた他行政との連携や、立地企業との環境の保全・改善への取り組みが進められつつある。
- これらの環境政策を推進していくための必要な財源について、環境整備負担金の制度充実等の新規財源の確保や財源の多様化は十分になされていない。

(3)市民と行政の連携の現状

- 地方港湾審議会での市民委員の参加、資料・議事録の原則公開により、港湾計画について市民への情報開示を進めている。
- 市民ボランティアによる港湾緑地の清掃活動は、港湾緑地の約1割で実施されている。
- 「海辺の自然学校」「海辺の達人養成講座」を全国で展開し、環境保全への関心と理解を高めている。

エコポート政策の実施状況 - 「海域環境情報提供システム」の構築 -



<http://www.mlit.go.jp/kowan/ecoport/index.htm>



<http://www.mlit.go.jp/kowan/ecoport/index5.htm>

港湾における海域環境に関するデータを統計処理し公開するとともに、関連サイトとリンクを行うことで総合的な海域環境データを提供するデータベース「海域環境情報提供システム」を構築した。

エコポート政策の実施状況 - 国土技術政策総合研究所、(独)港湾空港技術研究所 (旧港湾技術研究所)による技術開発 -

【干潟造成技術に係る調査・研究】

- ・干潟の造成には、波、潮流等に関する海岸工学の知見が必須。併せて生態学の知見も必要
- ・約20年程度前から干潟、藻場等の再生について研究を継続している。
- ・平成6年には世界最大規模の干潟実験施設を完成させ、実験・研究を継続して実施している。
- ・これらの研究・実績を活用しながら、各地での干潟をはじめとする環境と共生する港湾づくりを推進している。

【海洋環境のモニタリング・将来予測 (モデル化)】

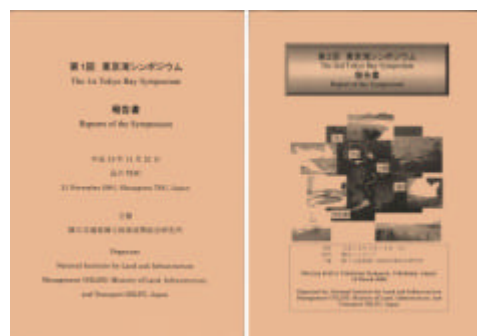
- ・自然再生事業の促進を図るため、海洋環境の現状を把握するためのモニタリング、将来の変化を予測するモデル化を進めている。
- ・東京湾の広域環境の把握、数値モデルの開発のために東京湾における1年間の集中観測を実施している。(調査結果は、インターネットで公開している。)

【プロジェクトの推進】

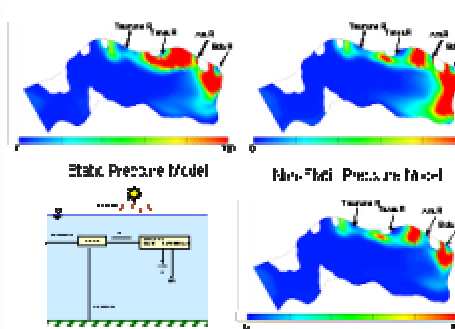
- ・「東京湾シンポジウム」等へ参画し、技術的支援、市民との連携等を図っている。



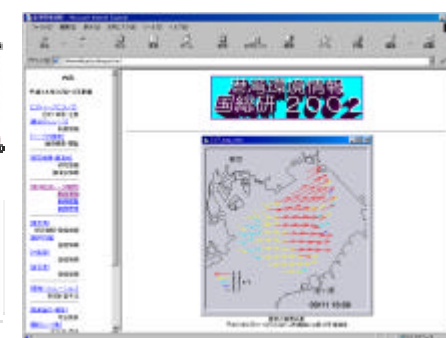
干潟実験施設



「東京湾シンポジウム」資料



将来変化の予測 (モデル化)



モニタリング結果の公開

エコポート政策の実施状況 - 海辺の自然学校、海辺の達人養成講座の実施 -

展開スキーム

【海辺の自然学校】



干潟フェスタ (熊本港)

国土交通省及び関係公益法人

- 海辺の自然学校
自然学校運営ノウハウ及びプログラムの提供
- 海辺の達人養成講座
指導者養成カリキュラムの提供 講師派遣

連携

自然環境を活かした地域づくりを目指す自治体・教育機関・NPOなど

- 海辺の自然学校
人材発掘とネットワーク化
- 海辺の達人養成講座
セミナー施設・宿泊施設等の手配など

【海辺の達人養成講座】



水中活動でのグループコントロールの実習 (鹿児島県 佐多町)

- 企画立案
- 運営体制整備
- 広報・参加募集

「海辺の自然学校」開校

「海辺の達人養成講座」開講



スノーケリング指導 (千葉県館山市)

自治体等に運営ノウハウ等の蓄積

修了者は関係公益法人より
「海辺の自然体験活動指導者」に認定



修了証の授与 (神奈川県葉山町)

平成15年度の開催実績：
全国21箇所で開催、約8,500人が参加

平成15年度の開催実績：
全国3箇所で開催、計60人が参加

国の港湾事務所が自治体や教育委員会、NPO等地域の主体と連携しながら、児童や親子を対象とした「海辺の自然学校」及び18歳以上の男女を対象とした「海辺の達人養成講座 (海辺の自然体験活動指導者セミナー)」を実施し、海辺の自然環境の理解向上、健全な子供の育成、雇用の創出、高齢者の社会参加等を図っている。